

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十四年九月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 大黒天物産(株)ディオ水島店
所在地 倉敷市東塚一丁目二九八一ー一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
所在地 倉敷市堀南七〇四番地五
代表者の氏名 代表取締役 大賀 昭司
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 保冷車以外の荷さばき車両の作業時及び待機時におけるアイドリングを禁止する。このことを荷さばき場に掲示し、従業員及び納入業者へ指導徹底する。
 - (2) アイドリング・空ぶかし防止のための広告物を駐車場に増設する。
 - (3) 夜間の車両の出入口については、午後十時から翌午前五時まで東側駐車場 出口二箇所を閉鎖し、店舗正面の出入口に迂回を誘導する。また、午後十時から翌午前五時までの民家付近の駐車場の利用を制限する。

二 届出年月日

平成十四年九月六日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十四年九月十七日から平成十五年一月十七日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県商工労働部経営支援課及び倉敷地方振興局総務振興部総務振興課